

## 区立障害者通所施設による今後の取組について

区立障害者通所施設（すぎのき生活園、こすもす生活園、なのはな生活園。以下「区立施設」という。）については、令和4年1月に策定した区政経営改革推進計画（第1次）において、区内民間障害者通所施設（以下「民間施設」という。）の整備状況や今後の需要等を踏まえて、役割の見直しを図るとし、区内に杉並区立障害者通所施設あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置して、検討を進めてきたところである。

このたび、検討会における検討結果をとりまとめたことから、検討結果を踏まえて、以下のとおり具体的な取組を進めることとする。

### 1 見直しの背景等

- 医療的ケアを必要とする者や強度行動障害を持つ者の増加など、障害の重度化が進み、より専門性の高い支援が求められている。
- 障害者施設が支援区分の高い重度障害者を受け入れるに当たっては、手厚い職員配置や看護師等の専門職の配置などが必要であり、民間障害者施設での受け入れを困難にしている状況がある。
- 一方、国等の施設整備助成の対象が民間事業者を基本としていることから、現在のサービス提供の主体は、民間事業者が中心となっている。
- 区が実施した調査によると、民間事業者が区に求めることとして、職員スキルアップのための研修や人材確保・定着支援のニーズが高くなっている。
- 国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、区市町村には、地域の実情に考慮しながら地域生活支援拠点等を整備し、専門的人材の確保・育成や地域における支援体制づくり、介護者不在時等の緊急対応等に取り組んでいくことが求められている。

### 2 今後の役割及び具体的な取組

上記背景等を踏まえ、区立施設は、自らの施設において障害福祉サービスを提供するにとどまらず、障害者が住み慣れた地域で質の高いサービスを安定的に受けられるよう、民間施設を含む区内すべての障害福祉サービス事業所の中で中核的な役割を担うこととし、公立施設ならではの取組として、以下のとおり具体的な取組を行うこととする。

#### ① 民間施設への支援の拡充

区立施設で直接介護等に当たっている職員による民間施設への巡回支援や、民間施設職員の区立施設での研修の受入れを実施する。また、区立・民間の垣根を越えた交流機会を設け、支援方法等の情報交換を行う。

② 重度障害者の受入れ促進

高度なスキルと多くの人員配置等が求められる支援区分の高い重度障害者の受入れについて、引き続き区立施設での受入れを積極的に行っていくとともに、民間施設においても受入れが進むよう、民間施設へノウハウを提供するなど支援を強化する。

③ 区立施設職員育成の強化

専門性の高い研修の実施やサービス管理責任者の資格取得促進、スキルの継承を進めるためのマニュアル化やOJTの充実等を進めるとともに、安定的な組織運営を図るため、他の福祉職配置所管課とのジョブローテーションを検討する。

④ その他

介護者不在時の緊急時の対応等の課題については引き続き検討を進める。

**3 今後のスケジュール**

令和6年4月～ 民間事業所支援等の取組実施

区立障害者通所施設の  
今後の役割について  
～障害者施策の更なる充実に向けて～

令和6年2月

# 区立障害者通所施設の今後の役割について

1章 検討の背景及び主旨	1
2章 現状と課題	2
3章 区立障害者通所施設の役割と今後の方向性	6
4章 おわりに	8
資料編	9

## 1章 検討の背景及び主旨

区では、障害者が自らの意思で選択や決定をしながら、充実した地域生活を続けられるよう、知的障害者への支援を主とする施設として、杉並生活実習所（現すぎのき生活園）、杉並福祉作業所（現あすなろ作業所）、あけぼの作業所、ひまわり作業所を順次開設・運営してきたところである（杉並生活実習所及び杉並福祉作業所は東京都から移管）。また、身体障害者への支援施設としては、障害者福祉会館、こすもす生活園、なのはな生活園、なでしこ生活園（現マイルドハート高円寺なでしこ）と開設・運営してきた。

こうした中、平成12年に、区政が直面する財政危機を背景にスマートすぎなみ計画が策定され、これに基づき、区立障害者施設の民営化等の実施や民設民営の施設整備を進めつつ、それと同時に「すぎのき生活園」、「こすもす生活園」、「なのはな生活園」の区直営3施設（以下「区立障害者通所施設」という。）のあり方を検討してきた。

平成21年3月には、「障害者施設のあり方検討会報告書」をまとめ、今後の区立障害者通所施設の運営のあり方や同施設に勤務する福祉職の今後の役割等について整理し、以降、医療的ケアが必要な者や強度行動障害のある利用者の受入れなど時代のニーズに合わせた施設運営に取り組んできたところである。

ここ数年の障害者施策を取り巻く環境は、障害の重度化がより顕著になっているほか、障害者を支える支援者・施設の現状に目を転じると、計画的な施設整備だけでなく、支援の質の部分においても多くの要望が区に寄せられているとともに、国からは専門的人材の育成等に取り組むことを求められている。

本検討は、これらの背景を踏まえ、区政経営改革推進計画（第1次）に基づき、障害者が住み慣れた地域で質の高いサービスを安定的に受けられるよう、障害者施策における区立障害者通所施設が果たすべき今日的な役割や今後の方向性等を示すものである。

## 2章 現状と課題

### 1 障害者施設の現況

#### (1) 区立障害者通所施設の概要

○現在、区直営で運営する障害者施設は3施設となっており、その概要は次のとおりとなっている。

施設名	すぎのき生活園	こすもす生活園	なのはな生活園
主な障害の対象	知的障害	身体障害	身体障害
所在地	井草 3-18-14	堀ノ内 1-27-9	宮前 2-22-4
開設月日	昭和55年 (都からの移管年)	平成5年	平成9年
利用定員	84名	24名	28名

#### (2) 区内の障害者施設の整備状況

○区内の通所系のサービスを提供する施設は、生活介護施設と就労支援施設（就労移行支援及び就労継続支援A型・B型）等を合わせて、令和5年4月現在で45施設となっている（公設3施設・民設42施設）。



○また、入所系のサービスでは、施設入所支援施設が3施設となっている。共同生活援助（グループホーム）については、85施設となっており、その多くは知的障害者を対象とした施設となっている（全て民設）。

施設区分	施設数	障害種別内訳			定員数	
		知的	身体	精神		
通所系	生活介護	17施設	13施設	7施設	1施設	485名
	就労移行支援	4施設	4施設	3施設	3施設	66名
	就労継続支援A型	2施設	2施設	1施設	2施設	40名
	就労継続支援B型	30施設	21施設	7施設	20施設	875名
入所系	施設入所支援	3施設	1施設	2施設	なし	70名
	共同生活援助	85施設	68施設	3施設	14施設	477名

※複数のサービスを提供している施設がある。また、複数の障害種別を対象とする施設があるため、施設数の合計と内訳は一致しないことがある。

## 2 サービスの提供体制の課題

### (1) 障害の重度化への対応

○加齢に伴う身体機能の低下、医療的ケアを必要とする者や強度行動障害を持つ者の増加など障害者の状態像は変化しており、サービス提供の場面において、より専門性の高い支援が求められている。

○施設での障害者支援について、障害者支援区分に応じた人員の配置基準が定められているが、重度の障害者の受入れに当たっては、利用者の状況により、国が定める基準を超える職員配置（マンツーマンやそれ以上の職員配置）が必要となるほか、看護師等の専門職の配置も欠かせない。

○その一方で、限られた人員体制の中での運営を行っている事業所も少なくない。また、毎年度10～20名程度の生活介護施設の新規利用者がいるが、施設での重度の障害者の受入れはこの10年間で50人程度の増にとどまっている状況にある。

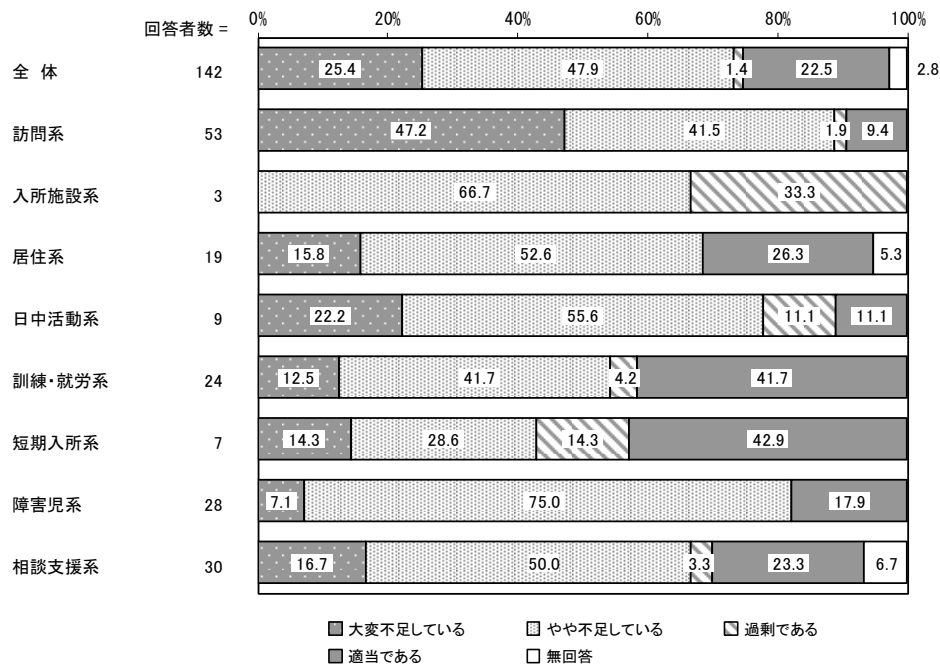
#### 【 重度障害者通所施設定員者数の推移について（10年前との比較） 】

	平成24年度	令和4年度
重度障害者通所施設定員数	161人	206人

## (2) 民間事業所の現状

- 現在の障害福祉サービスの提供主体は、国等の整備費補助の対象が民設を基本としていることから、民間事業者が中心となっている。
- 障害者基礎調査のうち、事業所を対象とした調査の結果を見ると、職員の充足状況に関する設問では、やや不足と大変不足の合計は8割にせまる回答となっている。また、区政に望むこととして、職員のスキルアップのための研修や人材確保・定着支援に対してのニーズが高いことから、支援の担い手の確保や提供するサービスの水準の維持に苦慮していることが推察される。

### 【 職員の充足状況について 】



### 【 区の障害者施策のうち、もっと力を入れる必要がある取組(上位5位) 】

区分	事業所調査	従事者調査
1位	<b>障害福祉にかかる人材確保 や育成の取組 (33.1%)</b>	障害者が利用できる福祉 施設の充実 (25.1%)
2位	障害者が利用できる福祉 施設の充実 (32.4%)	<b>障害福祉にかかる人材確保 や育成の取組 (24.9%)</b>
3位	障害者の住まいの整備 (27.5%)	障害者の住まいの整備 (22.1%)
4位	在宅サービスの充実 (24.6%)	子どもころからの障害 理解の教育 (21.9%)
5位	共生社会実現に向けた取組 の充実 (21.8%)	在宅サービスの充実 (21.2%)

(令和4年度「杉並区障害者基礎調査(地域生活に関する調査)」より)



### 3 障害者施設に関する区民要望

○区には、障害者を支援する団体等から施策の充実に関する要望が種々出されている中、障害者施設に対するものとしては、主に以下の内容が挙げられる。

- ・福祉人材不足が深刻。継続した支援や支援者同士の相互理解・信頼関係を築くことが困難となっており、人材確保・育成の取組を確実に進めてほしい。
- ・障害が重くても、希望する人は学校卒業後も通所施設に安心して通所できる体制を整えてほしい。
- ・障害者の日中活動の場として、新規利用者の受入れとともに、現在の利用者の通所日数が減らされないことがないよう、身体障害者の新規通所施設の開設をお願いしたい。

### 4 障害者の地域生活支援体制の整備

○国は、障害者の地域における生活を支えるため、地域の実情を考慮しながら地域生活支援拠点等の整備することを区市町村に求めており、備えるべき機能としては、専門的人材の確保・育成や地域の体制づくり、介護者不在時など緊急時の受入れ・対応等となっている。

○このことから、区立障害者通所施設には、日頃から障害者支援区分が高い障害者や医療的ケアが必要な障害者など重度障害者への支援に当たっている経験を踏まえ、障害福祉サービス事業所の支援力向上に向けて人材の育成などについて取り組んでいくことが求められる。

### 3章 区立障害者通所施設の役割と今後の方向性

#### (1) 区立障害者通所施設の今日的な役割

- 障害の重度化への対応など障害者施設等でのサービスに対する区民ニーズが多様化する中であって、住み慣れた地域で安心した生活を送り続けるには、質の高いサービスを安定的に受けられる体制を構築することが必要不可欠である。
- そのため、区立障害者通所施設には、障害福祉サービスを提供する一施設という役割にとどまらず、区内の障害福祉サービス事業所全体の中で中核的な役割を担っていくため、公立の施設ならでの取組として、以下のとおり取り組んでいく。

#### ① 民間事業所への支援の充実

- ・障害福祉サービスを提供する事業所において、より質の高い支援が提供されるよう、日頃から利用者支援に当たっている区職員がチームを組み民間事業所へのアドバイスなどを行う巡回支援の実施や、区立施設での新規開設事業所等の職員の研修の受入れを行っていく。また、公民問わず事業者の垣根を越えた交流の場を提供し、事例交換等の機会の確保に取り組んでいく。
- ・なお、民間事業所支援の取組は、区立障害者通所施設の利用状況等を踏まえながら、当面は同じ施設区分である通所系の施設を中心に実施し、段階的に入所系・訪問系など対象を拡充していく。

#### ② 重度障害者の受入れ促進

- ・重度障害者の受入れに当たっては、高い支援スキルが求められるほか、安定したサービス提供体制の維持が必要であることから、引き続き区立障害者通所施設での受入れに努めていく。
- ・また、区内での重度障害者の受入れ状況等に関する民間施設との情報共有体制を構築し、施設間の連携を強化するとともに、区立障害者通所施設が持つノウハウを提供するなどにより、民間施設でも重度障害者の受入れが進むよう取り組んでいく。

#### (2) 今後の方向性

- (1)で示した区立障害者通所施設の役割を確実に果たしていくために、事業者支援を推進する組織体制を充実・強化した上で、今後、具体的な実施方法等について検討する。また、取組開始後、総合計画・実行計画の改定が予定されている令和8年度を目途に、実施内容の見直し・拡充の検討を行っていく。
- また、民間事業所支援などの取組を積極的に進めていくには、それを担う職員の育成が不可欠であることから、これまで多くの利用者へ支援を行ってきた事例をマニュアル化するなどにより、新人職員や異動職員などに

効果的な支援方法を確実に継承していく。

- このほか、職員への専門性の高い研修の実施やサービス管理責任者の資格取得を促進していく。また、他の職域を経験し、職員としての視野を広げ、支援スキルを向上させるとともに、安定的な組織運営を行っていく観点から、福祉職が配置されている他の部署などとも連携しながら、専門職のジョブローテーションについても検討し、効率的に取組を進めていく。
- なお、障害者施設の整備について、知的障害者通所施設は、令和7年4月に民設民営施設を開設する予定であるが、身体障害を対象とした施設は、現時点において新規開設の見通しは立っていない。特定の施設等に負担が集中しないようにする観点から、区立障害者通所施設の取組とは別に、身体障害者通所施設の新規開設に向けて取り組んでいく。
- このほか、障害者の緊急時の受入れなどへの対応については、今後課題を整理のうえ、検討を行っていく。

## 4章 おわりに

障害福祉サービスに対する区民ニーズが多様化・複雑化している状況下において、法や制度改正等により、区立施設に求められる役割なども今後変容していくことが予想される。

今般まとめた内容は着実に実現させていくとともに、時代の変化に合わせて区立施設のあり方を不断に見直していく。

# 資 料 編

## 杉並区立障害者通所施設あり方検討会設置要綱

令和 5 年 7 月 20 日

杉並第23201号

(設置)

第 1 条 杉並区（以下「区」という。）内の障害者施設における質の高いサービスの持続的な提供に向けた杉並区立すぎのき生活園、杉並区立こすもす生活園及び杉並区立なのはな生活園（以下「区立障害者通所施設」という。）のあり方を検討するため、杉並区立障害者通所施設あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 区立障害者通所施設の役割及び機能に関すること。
- (2) 区内における質の高い障害福祉サービスの提供に関すること。
- (3) その他区立障害者通所施設のあり方に関すること。

(構成)

第 3 条 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 保健福祉部長
- (2) 副委員長 保健福祉部障害者施策課長  
保健福祉部障害者生活支援課長
- (3) 委員 保健福祉部障害者施策課事業者調整担当係長  
保健福祉部障害者施策課基幹相談支援係長  
杉並区立すぎのき生活園長  
杉並区立こすもす生活園長  
杉並区立なのはな生活園長  
職員団体が推薦する職員（2 人以内）

(委員長)

第 4 条 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、保健福祉部障害者生活支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

## 区立障害者通所施設の今後のあり方検討の経過

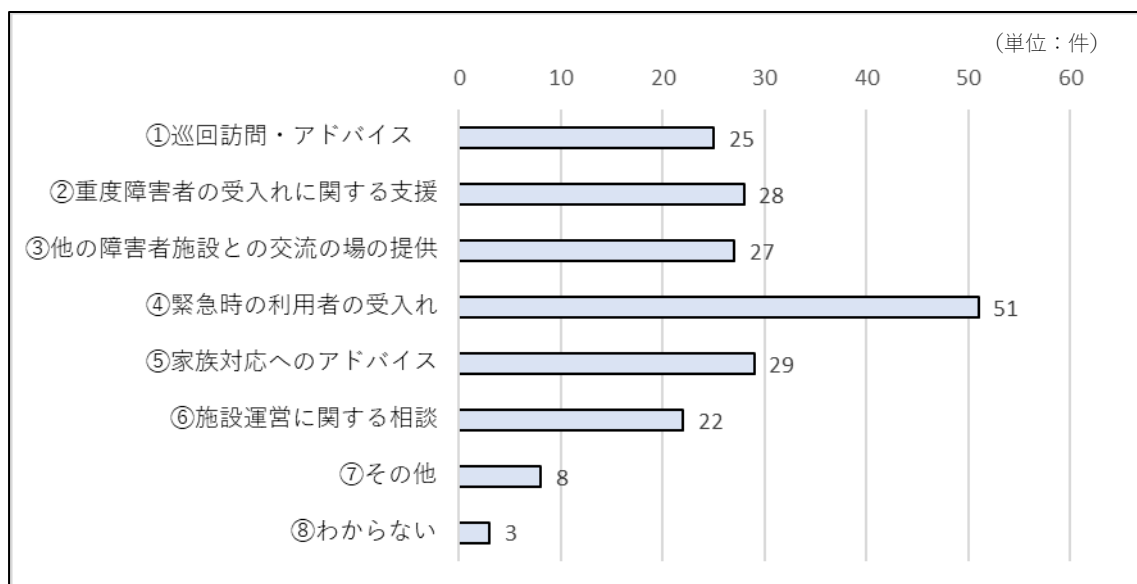
日程	検討内容等
R5. 7. 28 第1回検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検討会の目的の確認</li> <li>○現状と課題及び論点整理</li> </ul>
R5. 8. 14 第2回検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後のあり方検討</li> <li>○事業者アンケート調査項目調整</li> </ul>
事業者アンケート実施（8月下旬～9月上旬）	
R5. 9. 21 第3回検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者アンケート結果報告</li> <li>○中間取りまとめ</li> </ul>
中間取りまとめの内容に関するアンケート実施（11月上旬～12月上旬）	
R5. 12. 15 第4回検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中間取りまとめの内容に関するアンケート結果報告</li> <li>○今後の役割について</li> </ul>



## 区立障害者通所施設あり方検討に関するアンケート結果概要

- 1 調査期間  
令和5年8月21日（月）～9月1日（金）
- 2 調査方法  
郵送又はメールにより案内し、LoGo フォーム、郵送、メール又はFAXのいずれかにより回答
- 3 対象事業所数及び回答事業所数  
対象：234事業所／回答：71事業所（回答率30.3%）
- 4 主な設問及び結果

【問】区立障害者通所施設に今後期待する内容は何か。（複数回答可）



【問】 上記で選んだ①～⑦の内容のうち、特に優先して区立障害者通所施設に取り組んでほしいのは何か。(上位3つを選択)

	項 目	件 数
1 位	④ 緊急時の利用者の受入れ	26
	① 巡回訪問・アドバイス	11
	② 重度障害者の受入れに関する支援	9

	項 目	件 数
2 位	⑤ 家族対応へのアドバイス	14
	① 巡回訪問・アドバイス	11
	② 重度障害者の受入れに関する支援	11
	④ 緊急時の利用者の受入れ	11

	項 目	件 数
3 位	④ 緊急時の利用者の受入れ	10
	③ 他の障害者施設との交流の場の提供	9
	⑤ 家族対応へのアドバイス	7
	⑥ 施設運営に関する相談	7